

空家等対策の推進に関する特別措置法の概要

目 的（第1条）
- 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のための対応が必要。 - 国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成、その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

定 義（第2条）
■「空家等」とは（第1項） 建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。 ※ただし国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く ■「特定空家等」とは（第2項） そのまま放置すれば、以下の状況にあると認められる空家等をいう。 - 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 - 著しく衛生上有害となるおそれのある状態 - 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態 - その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

責 務（第3・4条）
■空家等の所有者等の責務（第3条） 空家等の所有者等（所有者又は管理者）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努める。 ■市町村の責務（第4条） 市町村は、空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施、その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努める。

国による基本指針の策定・市町村による計画の策定・都道府県による援助（第5・6・8条）
- 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針を策定（第5条） - 市町村は、国の基本指針に即して、空家等対策計画を定めることができる。（第6条） - 都道府県知事は、市町村に対して情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等、その他必要な援助を行うよう努める。（第8条）

市町村による施策の概要（第6～14条）
■市町村による空家等対策計画で定める事項等（第6条・7条） - 空家等対策計画には、次に掲げる事項を定める。（第6条第2項） ①対象地区、対象とする空家等の種類、その他空家等に関する対策の基本的な方針（第1号） ②計画期間（第2号） ③空家等の調査に関する事項（第3号） ④所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項（第4号） ⑤空家等及び除却した空家等の跡地の活用に関する事項（第5号） ⑥特定空家等に対する措置（助言・指導、勧告、命令、代執行）等（第6号） ⑦住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項（第7号） ⑧空家等に関する対策の実施体制に関する事項（第8号） ⑨その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項（第9号） - 市町村は、空家等対策計画を定め、又は変更したとき、遅延なくこれを公表しなければならない。（第6条第3項） - 空家等対策計画の作成・変更・実施に関し、協議会の設置が可能。（第7条） ■空家等についての情報収集等（第9・10・11条） - 市町村長は、空家等に関してこの法律の施行のために必要な調査及び情報収集が可能（第9条第1項） ①立入調査（第9条第2項） ②固定資産税情報の内部利用（第10条） - 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を講ずるよう努める。（第11条） ■所有者等による空家等の適切な管理の促進（第12条） - 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するための情報提供、助言、援助を行うよう努める。 ■空家等及びその跡地の活用（第13条） - 市町村は、空家等及びその跡地に関する情報提供、これらの活用に向けた対策を講ずるよう努める。 ■特定空家等に対する措置（第14条） - 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、以下の措置が可能。 ①助言又は指導（第1項） ②勧告（第2項） ③その勧告に係る措置をとることを命ずる（第3項） ④行政代執行法による代執行（第9項）

国及び都道府県による財政上の措置及び税制上の措置等（第15条）
- 市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施のために、国及び都道府県による空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充、その他の必要な財政上の措置を講ずる。（第1項） - その他必要な税制上の措置を講ずる。（第2項）

過 料（第16条）
- 第14条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。（第1項） - 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、または忌避した者は、20万円以下の過料に処する。（第2項）